

国立大学一橋大学統合報告書 2024 作成業務委託事業に
係る企画競争における質問内容及び回答

No.	該当箇所	質問内容	回答
1	公募要領 7 応募方法等 (1) 応募書類 (2) 応募方法	応募方法に記載されている内容について、 ・ 応募書類①及び②：A4 サイズの用紙を郵送で提出するのみ（PDF ファイルで提出する必要は無し） ・ 応募書類③～⑩：PDF ファイルで E-mail による送付のみ（A4 サイズの用紙を郵送する必要は無し） という認識でよろしいでしょうか。	公募要領7（2）のとおり、7（1）応募書類のうち、①及び②については、社判付き原本1部を簡易書留郵便等で郵送し、③～⑩の書類はそれぞれ1つの PDF ファイルとして作成し、計7個又は8個の PDF ファイルを E-mail にて送付してください。 応募書類①及び②の PDF ファイルでの提出、③～⑩の紙面での郵送は不要です。
2	公募要領 7 応募方法等 (2) 応募方法	応募書類のファイル形式について、③～⑩は全て PDF ファイルでの提出とありますが、内容によって PDF ファイルでは読みづらくなる可能性があります。PDF ファイル以外の形式による提出は可能でしょうか。	公募要領7（2）のとおり、7（1）応募書類③～⑩については、PDF ファイルにて提出してください。
3	公募要領 8 選定方法等 (1) 選定方法	3月5日（火）に開催される応募事業者へのヒアリングについて、時間は9時00分～12時00分とありますが、応募事業者はすべての時間に参加することになりますでしょうか。 または、応募事業者ごとに指定された時間での参加となりますでしょうか。	応募事業者ごとにヒアリングの時間を指定しますので、指定された時間にご参加ください。 詳細情報については、応募書類の提出期限以降にご案内します。
4	公募要領 3 事業の内容 (1) テーマ及	「一橋大学統合報告書 2023」について、2023 年度のテーマである「対話」がかなり直接的に表現された内容（鼎談や対談が6本）となっていると感じられましたが、このテーマや内容は貴学が予	昨年度の公募要領に基づき、応募事業者から提出された応募書類等をもとに本学で議論を行った結果、「一橋大学統合報告書 2023」の形とな

	びコンセプト	め意図していたものだったのでしょうか。	りました。
5	公募要領 8 選定方法等 (1) 選定方法	3月5日(火)に開催される応募事業者へのヒアリングの形式をお示してください(未定の場合は昨年度実績)。	質問3のとおり、ヒアリングの時間を応募事業者ごとに指定します。 ヒアリングの形式等は、応募書類の提出期限以降に、当日の参加時間とともにメールで連絡します。 なお、昨年度は実施していません。
6	公募要領 4 予算額	本件は「一橋大学統合報告書2024」の作成の予算額であり、「学長メッセージ動画」などの作成は含まないという認識でよろしいのでしょうか。	本事業が求める業務内容は、公募要領記載のとおりです。
7	公募要領 3 事業の内容 (4) 納品物の仕様	冊子体の加工について、ニス引きやPP加工などの指定はないのでしょうか。また、「一橋大学統合報告書2023」の冊子体は、特殊な加工がされているのでしょうか。	公募要領3(4)のとおり、冊子体の加工に関する指定はしておりません。 「一橋大学統合報告書2023」の冊子体については、表紙及び裏表紙の表面のみニス引きをし、その他は加工していません。
8	公募要領 3 事業の内容 (4) 納品物の仕様	ページ構成について、表紙2ページ、本文38ページと公募要領に記載されていますが、企画提案内容によってページ数を変更することは可能でしょうか。	公募要領3(4)のとおり、表紙2ページ、本文38ページとします。
9	公募要領 11 契約に関する条件等 (2) 著作権に	法律上、撮影・作成した写真・図表等に関する著作権を譲与することはできないものと認識しています。そのため、「業務委託予定者側は著作権を有していても行使できないが、貴学側は自由に行使できる」などのように対応いただくことは可能でしょうか。	著作権(著作権法第21条~第28条)については、同法第61条第1項において、他人にその全部又は一部を譲渡することが可能と定められています。そのため、公募要領11(2)のとおり

	ついて		<p>り、業務委託予定者が当該業務に関連して作成された成果物に係る著作権については、すべて本学に譲渡いただくことを前提とした記載としております。なお、著作権法上、著作権のうち翻案権（同法第 27 条）及び二次的著作物の利用に関する原作者の権利（同法第 28 条）については、譲渡契約においてこれらの権利が特掲されていない限り、譲渡人に権利が留保されたものと推定されますので（同法第 61 条第 2 項）、契約書において、これらの権利が譲渡対象に含まれる旨を明記させていただく予定です。</p> <p>なお、著作者人格権（同法第 18 条～第 20 条）については、他人に譲渡することができません（同法第 59 条）。そのため、契約書においては、業務委託予定者が、当該業務に関連して作成された成果物に係る著作者人格権を行使しない旨の権利不行使条項を規定させていただく予定です。</p>
--	-----	--	---